

自然災害等への対応規程

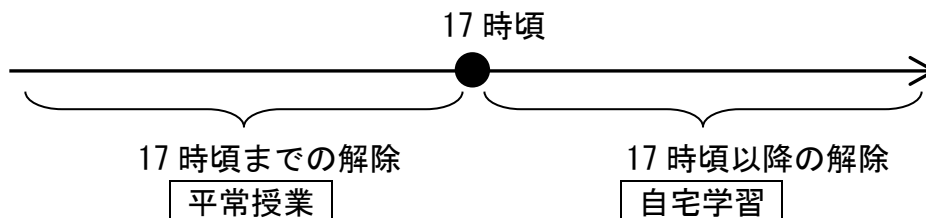
愛媛県立今治西高等学校 定時制課程

全員に該当する事項

- 1 登校前において、今治市に、次の警報等が発令されている場合は、生徒は「自宅待機」又は「避難」をする。
 - (1) 次の警報のうち、いずれか一つでも発令されている場合
「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」・「洪水警報」
「津波警報」
 - (2) 「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当）がともに発令されている場合
 - (3) 自宅又は職場から学校までの通学又は通勤経路において、各自治体による次の避難情報（警戒レベル）が発令されている場合
「警戒レベル4 避難指示」
「警戒レベル3 高齢者等避難」

今治市以外に上記の警報等のいずれかが発令されている場合でも、そこに居住または勤務する生徒は同様に「自宅待機」又は「避難」をする。

なお、定期考査期間中においては、原則として、15時（午後3時00分）頃に「自宅待機」の判断をし、その後、速やかに生徒に連絡する。
- 2 居住地区又は勤務地で地震・津波等の大災害が起こっている場合や、大災害直後等に風水害による二次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機又は避難するなど、直ちに命を守る行動をとる。
- 3 上記の警報等・避難情報（警戒レベル）が、原則として17時（午後5時00分、始業40分前）頃までに解除された場合は、授業の準備をし、安全に十分注意して登校する。ただし、安全確保や災害のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡する。
- 4 上記の警報等・避難情報（警戒レベル）が17時（午後5時00分、始業40分前）頃までに解除されない場合は、自宅で学習する。



- 5 JR及びバス等公共の交通機関を利用している生徒は、18時（午後6時00分）頃までに公共の交通機関が利用できない場合は、自宅で学習する。
- 6 上記以外の警報等及び注意報が発令されている場合は、生徒は安全に配慮して登校する。
- 7 土曜日・日曜日・祝日及び長期休業中における、部活動や各種行事（校外を含む）、学習活動の実施にあたっては、上記1～6に準ずるものとする。

三修制生徒に該当する事項

- 8 0限目を受講している三修制生徒の対応については、以下のとおりとする。

0限目が実施される日に、上記の警報等・避難情報が、16時（午後4時00分）頃までに解除されない場合は、その日の0限目は実施しない。

附 則

この規程は、平成30年9月30日一部改正。
この規程は、令和2年10月1日一部改正。
この規程は、令和3年7月12日一部改正。